

物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	東大阪市中石切町七丁目2797番2の一部 (東大阪市中石切町七丁目1番59号付近)	地目	宅地	交通 機関	近鉄けいはんな線新石切駅 北西 約 1.3km	最低 使用料 (年額)	867,000円/年	
2									
土地の概要					特記事項				
面積	使用許可対象面積		225.17	㎡	<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しており、事務所、店舗等の強固な建物の設置は認めません。</p> <p>2 使用期間は、最長で令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府八尾土木事務所及び大阪府枚岡警察署と協議し、許可を得てください。なお、対象地の車両の出入口は北側の府道部分のみとしますが、交差点付近に設置することは認められません。また、それに伴い、該当部分(北側及び東側)のネットフェンスは撤去できません。 アスファルト舗装等(舗装厚は3cm程度)の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府八尾土木事務所と協議してください。なお、その整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府八尾土木事務所 管理課 電話 072-994-1515(代) 大阪府枚岡警察署 交通課 電話 072-987-1234(代)</p> <p>4 対象地付近の信号柱及び対象地内のカーブミラーの移設又は撤去はできません。対象地内のカーブミラーには防護施設を設置してください。また設置に要する費用は全て使用者の負担となります。</p> <p>5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、東大阪市と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 東大阪市上下水道局下水道部サービス推進室排水設備課 電話06-4309-3249(代)</p> <p>6 電気の引込みについては、大阪府八尾土木事務所及び関西電力送配電株式会社コンタクトセンターと協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府八尾土木事務所 管理課 電話 072-994-1515(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p>				
接面道路 の状況	北側：府道・幅員約 6.6m・舗装有・高低差 無								
法令に 基づく 制限	市街化区域内								
	都市 計画法	用途地域	準工業地域						
		地域地区	準防火地域						
		建ぺい率	60%	容積率	200%				
その他 の 法令等	・都市計画法(都市計画道路 川田石切線区域内) ・河川法(一級河川音川 河川保全区域内)								
その他条件									
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	引込管	東大阪市上下水道局水道施設部 水道管理室 給水課 06-6724-1221(代)					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081					
		有	無						
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス株式会社導管情報センター 06-6202-2141						
	有	無							
公共 下水道	本管	引込管	東大阪市上下水道局下水道部 サービス推進室 排水設備課 06-4309-3249(代)						
	有	無							

(裏面へつづく)

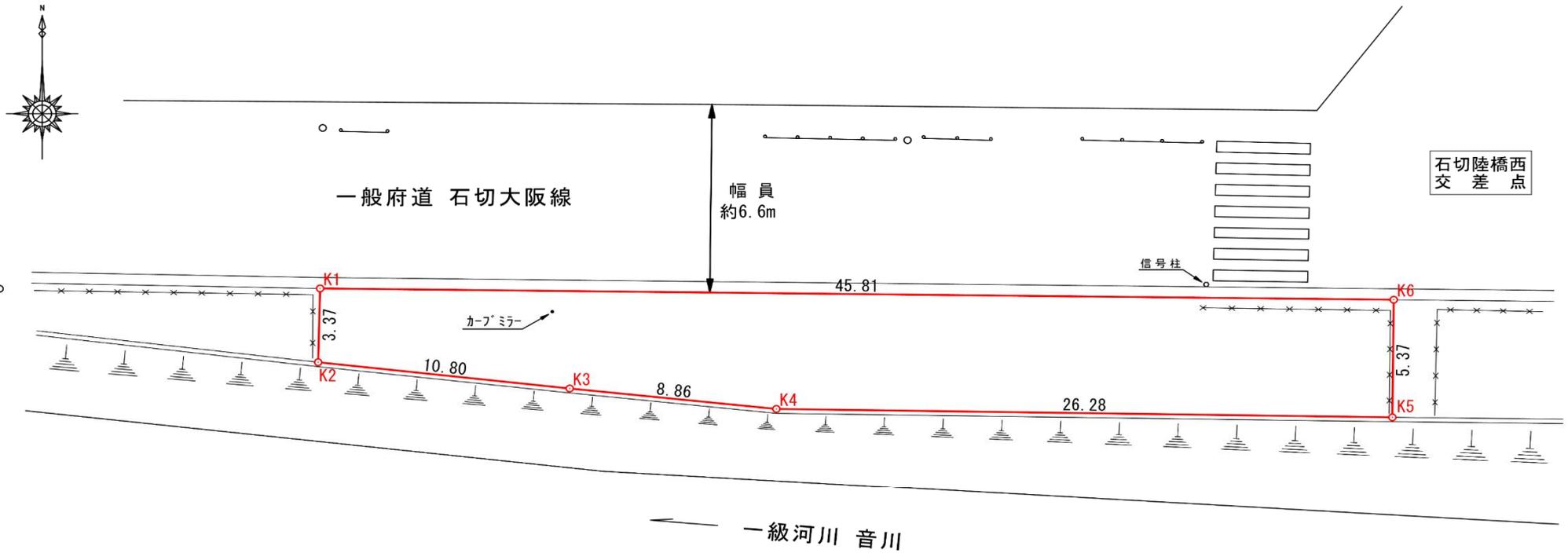
特記事項

- 7 対象地は、一級河川音川の河川保全区域に該当します。工事等をされる際は、河川管理者である大阪府八尾土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府八尾土木事務所 管理課 電話 072-994-1515(代)
- 8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、全て使用者の負担となります。
- 9 対象地は、過去の公募により落札された現使用者がいます。現使用期間は最長で令和7年3月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は令和7年4月1日からとなります。
また、大阪府所有の施設のうち、対象地の北側、中央及び西側に設置されていたネットフェンスについては、現在、撤去された状態で対象地を現使用者が使用しています。これらのネットフェンスについても、本公募により決定された使用者の使用期間満了等による原状回復措置の対象となりますので、原状回復に当たってはネットフェンスを設置してください。
- 10 土地利用に関する近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 11 対象地外の府所有地(管理フェンス及び堤防の周辺など)についても、対象地と同様に除草等良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第2号)



(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第2号)



測点名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn × (Yn+1-Yn-1)
K1	-4.678	-24.372	-45.948	214.944744
K2	-8.025	-24.803	10.123	-81.237075
K3	-10.325	-14.249	19.231	-198.560075
K4	-12.164	-5.572	34.781	-423.076084
K5	-15.253	20.532	26.717	-407.514401
K6	-9.912	21.145	-44.904	445.088448
倍面積				-450.354443
面積				225.1772215

使用許可対象面積	225.17m ²
----------	----------------------

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和6年4月1日
事業者名	大阪府